

旅券（パスポート）申請・受領のご案内

- 鹿児島県内で旅券の申請ができるのは、日本国籍を有し、原則として鹿児島県内に住民登録のある方です。
- 鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町の住民の方は、住民登録のある市町村での申請となり、原則としてかごしま県民交流センター及び北薩地域振興局での申請はできません。
- この案内は、新規・切替申請に関するものです。紛失、記載事項変更、~~査証欄の増補~~などの場合は、事前に旅券窓口にお問い合わせください。

申請に必要な書類等（次の1～6を全て用意して申請してください）

令和5年3月27日以降
(令和4年7月現在)

<p>1. 一般旅券発給申請書 1通 (折曲厳禁・本人自筆)</p>	<p>・18歳以上の方は10年用と5年用のどちらか選んで記入してください。 ・18歳未満(未成年)の方は5年用しか申請できません。</p>				
<p>2. 戸籍謄本 1通 (発行日から6か月以内のもの) (改製原戸籍は不可)</p>	<p>・有効期間内の旅券の切り替えて、氏名や本籍地等に変更のない場合は省略できます。 ただし、申請書に本籍地の記入が必要なため、本籍を番地まで確認の上、申請してください。 (未成年者・一時帰国者・外国姓でヘボン式でない表記を希望する方は、省略できません) ・同一戸籍の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本一通で申請できます。</p>				
<p>3. 写真(6か月以内に撮影されたもの) 1枚 (縦4.5cm×横3.5cm) (原寸大)</p>  <p>*裏面に氏名を記載してください。</p>	<p>※できるだけ写真店でパスポート用と指定して撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左図の規格にあうもの ・正面を向き、無帽(ヘアバンドは不可)・無背景のもの ・デジタル写真の場合、写真専用紙を使用し画質が鮮明なもの <p>パスポート写真としてふさわしくないもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目元がはっきり確認できないもの(眼鏡のレンズに光が反射したもの、眼鏡のフレームが目にかかっているもの、濃い色のレンズのもの、髪が目にかかっているもの、カラーコンタクトレンズ着用のもの等) ・顔や頭の輪郭が隠れる装飾品等があるもの ・「自撮り」写真など画像が反転したものや、アプリ等で顔等を加工したもの ・笑ったり、泣いたり等表情が平常と異なるもの ・不鮮明なもの(汚れやキズ)、画像が粗いもの、影のあるもの ・頭、髪、服装と背景の境界が不明瞭なもの ・ノイズ(画像の乱れ)・変形・マスキング(縁取り)があるもの <p>※不適当な写真の場合は、撮り直しをお願いすることがあります。</p>				
<p>4. 本人確認のための書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に有効な原本であること ・コピーは不可 <p>〔氏名・生年月日・住所・性別ふりがな・本籍等が、申請書の記載内容と、一致しているものに限り。〕</p> <p>〔該当する書類がないときは、必ず事前に、お問い合わせください。〕</p> <p>※代理提出の場合 申請者と代理人の本人確認の書類が必要です。</p>	<p>◎1つでよいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証 ○運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ○日本国旅券(失効後6か月以内) ○個人番号カード(マイナンバーカード) ○身体障害者手帳 ○官公庁職員身分証明書 ○宅地建物取引士証 ○船員手帳 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ※いずれも写真付きのものに限る <p>◎2つ必要なもの(〔AとA〕または〔AとB〕, Bだけ2つは不可)</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○介護保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○国民年金手帳 ○厚生年金証書 ○共済年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印鑑 ○後期高齢者医療被保険者証 ○基礎年金番号通知書</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>○日本国旅券(失効後6か月以上) ○公的機関発行の資格証明書 ○会社の身分証明書 ○学生証 ※いずれも写真付きのものに限る</td> </tr> </table>	A	○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○介護保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○国民年金手帳 ○厚生年金証書 ○共済年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印鑑 ○後期高齢者医療被保険者証 ○基礎年金番号通知書	B	○日本国旅券(失効後6か月以上) ○公的機関発行の資格証明書 ○会社の身分証明書 ○学生証 ※いずれも写真付きのものに限る
A	○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○介護保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○国民年金手帳 ○厚生年金証書 ○共済年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印鑑 ○後期高齢者医療被保険者証 ○基礎年金番号通知書				
B	○日本国旅券(失効後6か月以上) ○公的機関発行の資格証明書 ○会社の身分証明書 ○学生証 ※いずれも写真付きのものに限る				
<p>5. 前回取得した旅券</p>	<p>・切替申請は、有効な旅券の提出が必要です。 ・有効期間の切れた旅券もお持ちください。</p>				
<p>6. 住民票 1通 (発行日から6か月以内のもの)</p>	<p>・鹿児島県内に住民登録がある方は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で確認できますので原則不要です。 ・住民登録変更(転居・転入)直後に申請される場合 ・鹿児島県内に住民登録をしていない方が、居所申請する場合</p>				

申請についてのご注意

切替申請

次に該当する場合は、新たな旅券に切り替えることができます。
 ・残りの有効期間が1年未満となった場合(残り有効期間は切り捨てになります)
 ・査証欄に余白がなくなった場合(1欄に限り増補もできます)
 ・旅券の記載事項に変更が生じた場合

代理提出

本人が申請に来られない場合は、申請者に代わり代理人が申請書を提出することができます。
 ・左頁の必要書類を全て持参すること(申請者と代理人の本人確認書類が必要)
 ・申請書の必要項目(裏面の「申請書類等提出委任申出書」も含む)は、必ず申請者本人が記入すること(代理人は記入できません)
 ◎10名以上の代理提出の場合は、事前に旅券窓口にお問い合わせください。

居所申請

一時的に鹿児島県内に住んでいる、学生・単身赴任者・海外からの一時帰国者等で、鹿児島県内に住民登録をしていなくても、申請できる場合があります。
 ◎事前に旅券窓口にお問い合わせください。

未成年者の申請

・18歳未満の方は、5年有効旅券のみの申請になります。
 ・申請書裏面の法定代理人署名欄に親権者または後見人の署名が必要です。
 ※年齢は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により決まります。この法律により、12歳未満は12歳の誕生日の前々日までに申請された方に適用されます。

その他

次に該当する場合は、必ず事前に旅券窓口にお問い合わせください。
 ・有効旅券の紛失、焼失、損傷による申請をする場合
 ・申請書の「刑罰等関係欄」に該当する場合
 ・前回申請した旅券を受領していない場合
 ・外国式の姓・名で申請する場合(外国人との婚姻や二重国籍等)

受領についてのご注意

旅券の受領(受け取り)には、年齢に関係なく必ず本人がおいでください。代理受領はできません。

旅券発給手数料

有効期間	申請時の年齢	収入印紙	鹿児島県収入証紙	合計
10年	18歳以上	14,000円分	2,000円分	16,000円分
	12歳以上	9,000円分	2,000円分	11,000円分
5年	12歳未満	4,000円分	2,000円分	6,000円分

申請から受領までの日数

申請場所	受領場所	所要日数
交流センター	交流センター	6日
センター/北薩地振	北薩地振/センター	8日
北薩地域振興局	北薩地域振興局	10日
市町村役場	市町村役場	

◎旅券の受け取りまでにかかる所要日数は、土・日・祝日及び年末・年始休暇中は含まれておりません。

県の旅券窓口の受付(申請・受領)時間

かごしま県民交流センター	平日(月～金)、日曜日(日曜日は申請できません) 8:30～17:00 (土曜、祝日(日曜と重なる場合は除く)、振替休日、年末・年始休暇中は休みです)
北薩地域振興局	平日(月～金) 8:30～12:00 13:00～16:00(交付は17:00まで) (土曜、日曜、祝日、振替休日、年末・年始休暇中は休みです)

◎日曜日に開いているのは、かごしま県民交流センターパスポート窓口だけです。
 また、日曜日は受け取りだけができ、申請はできません。

旅券窓口・問合せ先

県の旅券窓口

かごしま県民交流センター東棟1階 パスポート窓口 (鹿児島市山下町14番50号)	099-221-6611(直通) 099-221-6610(テレホンサービス)
北薩地域振興局総務企画課 (薩摩川内市神田町1-22)	0996-25-5108(直通)

市町村の旅券窓口

鹿屋市 市民課	0994-43-2111(代表)
枕崎市 市民生活課	0993-72-1111(代表)
阿久根市 市民環境課	0996-73-1211(代表)
出水市 市民生活課	0996-63-2111(代表)
指宿市 市民課	0993-22-2111(代表)
西之表市 市民生活課	0997-22-1111(代表)
垂水市 市民課	0994-32-1111(代表)
日置市 市民生活課	099-273-2111(代表)
曾於市 末吉本庁市民課	0986-76-8805(直通)
曾於市 大隅支所地域振興課	099-482-5923(直通)
曾於市 財部支所地域振興課	0986-72-0934(直通)
霧島市 霧島市市民サービスセンター	0995-46-1337(直通)
いちき串木野市 市民生活課	0996-33-5611(直通)
南さつま市 市民環境課	0993-53-2111(代表)
志布志市 市民環境課	099-474-1111(代表)
奄美市 名瀬総合支所市民課	0997-52-1111(代表)
奄美市 住用総合支所市民福祉課	0997-69-2111(代表)
奄美市 笠利総合支所市民課	0997-63-1111(代表)
南九州市 市民生活課	0993-56-1111(代表)
南九州市 穎娃支所市民生活係	0993-36-1111(代表)
南九州市 知覧支所市民生活係	0993-83-2511(代表)
伊佐市 市民課	0995-23-1311(代表)
始良市 始良市民サービスセンター	0995-66-3116(直通)
さつま町 町民環境課	0996-53-1111(代表)
長島町 町民保健課(鷹巣)	0996-86-1111(代表)
長島町 総合管理課(指江)	
湧水町 住民税務課	0995-74-3111(代表)
大崎町 住民環境課	099-476-1111(代表)
東串良町 住民課	0994-63-3102(直通)
錦江町 住民税務課	0994-22-3039(直通)
南大隅町 町民保健課	0994-24-3111(代表)
肝付町 住民課	0994-65-8411(直通)
中種子町 町民保健課	0997-27-1111(代表)
南種子町 総務課	0997-26-1111(代表)
屋久島町 町民課	0997-43-5900(代表)
大和村 住民税務課	0997-57-2111(代表)
宇検村 住民税務課	0997-67-2211(代表)
瀬戸内町 企画課	0997-72-1111(代表)
龍郷町 町民税務課	0997-69-4517(直通)
喜界町 町民税務課	0997-65-1111(代表)
徳之島町 企画課	0997-82-1111(代表)
天城町 企画財政課	0997-85-5178(直通)
伊仙町 ぐらし支援課	0997-86-3111(代表)
和泊町 町民支援課	0997-84-3516(直通)
知名町 町民課	0997-93-3111(代表)
与論町 総務企画課	0997-97-3111(代表)

※上記39市町村の住民の方は、住民登録のある市町村での申請となり、原則としてかごしま県民交流センター及び北薩地域振興局での申請はできません。
 ※受付時間等は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

記入例

黒のボールペン又は黒インクで記入してください。
※消えるボールペン使用不可

■ヘボン式ローマ字について、次のものは特に誤りやすいので注意してください。

し	SHI	ち	CHI	じ・ぢ	JI		
しゃ	SHA	ちゃ	CHA	じゃ	JA	つ	TSU
しゅ	SHU	ちゅ	CHU	じゅ	JU	ふ	FU
しょ	SHO	ちょ	CHO	じょ	JO	りよ	RYO

撥音：B・M・Pの前にNの代わりにMをおく（例）なんば NAMBA
 促音：子音を重ねる（例）はっとり HATTORI
 ※ヘボン式によらない氏名表記を希望される場合は、あらかじめ旅券窓口にご相談ください。
 ただし、今後の変更はできませんのでご注意ください。
 ※なお、同一戸籍内の姓の表記統一にご配慮ください。

所持人自署欄の法定代理人等の記名について

所持人自署欄に、申請者自ら署名することが困難な場合（乳幼児等）は、次の1から4に掲げる人が、その順位により、申請者に代わり、申請者の氏名を記入してください。

1. 申請者の法定代理人
2. 申請者の配偶者
3. 1及び2以外で、申請者の海外渡航に同行を予定している人
4. 1、2及び3以外で県知事が申請者に代わり記名することが適当であると認める人

記入例

父の場合	母の場合
山田太郎	山田太郎
山田明(父)代筆	山田和子(母)代筆
山田太郎	山田太郎
by A.YAMADA(Father)	by K.YAMADA(Mother)

新規・切替 一般旅券発給申請書 5年用

（18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用）

受理年月日 年 月 日 受理番号

窓口記入欄 区分 1 2 3 4 5 6 確認 1

有効期間 子供 発行年月日 交付年月日 旅券番号

写真貼付欄 氏名 姓 名 姓 名

ヘボン式ローマ字 姓 YAMADA 名 TARO

生年月日 01 09 01

戸籍 鹿児島県 鹿児島市山下町14番

所持人自署 山田太郎

旅券番号 M11234567 発行年月日 20001101

現住所 鹿児島市山下町14番50号 電話 099(286)8111

住所 鹿児島市玉里団地4丁目19番30号 電話 099(286)8111

緊急連絡先 山田明 電話 099(286)8111

刑罰等関係

現在外国の国籍を有していますか。はい いいえ

外国籍の取得年月日 年 月 日

外国籍の取得方法

外国籍の父又は母の子として出生

外国での出生

外国人との婚姻又は養子縁組

帰化申請又は国籍取得届出

カタカナで記入してください。

戸籍どおり姓・名を正確に記入してください。

必ず本人が外国で使う署名をしてください。

旅券にそのまま写ります。

はみ出さないよう注意してください。

書き直したり、なぞったりはしないでください。

署名をなぞったもの

インクがうすかったり、かすれたもの

小学生等で漢字での署名が困難な場合は、ひらがなで署名することができます。

すべて活字体大文字で記入してください。

生年月日は2ケタの数字で記入してください。

戸籍どおり正確に記入してください。

一緒に渡航しない方を記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

出発予定日 令和00年00月00日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的（具体的）
②の場合は、二重発給が必要な理由も記入

今回の渡航先（渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください）

国名 国コード

旅券面の氏名表記（申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください（姓と名のどちらか一方の場合もあります）。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。（別名併記の記入例：GAIMU(TANAKA)）

（姓）
（名）

注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字（別名併記を除く）までです。記号（、～など）や、数字（ⅡⅢなど）等は記入できません。但し、別名併記の（）は記入可。

在外 大 臣 殿 令 和 年 月 日
大 使 総 領 事 殿

法定代理人（親権者、後見人など）署名

本人確認欄

官公庁記載欄

申請書類等提出委任申出書

私は旅券法第3条第4項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしました。申し出ます。

申請者記入 令和 年 月 日 引受人氏名 山田花子 申請者との関係 毒

引受人住所 鹿児島市山下町14-50

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係ったことはありません。

令和 年 月 日 連絡先電話番号 099(286)8111
生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 60年10月10日

注意事項

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

（裏面）

この欄も忘れずに記入してください。

申請書類等提出委任申出書

ヘボン式によらないローマ字氏名表記を希望される場合、別名として併記を希望する場合に記入してください。

申請者が未成年者の場合は親権者（父または母）が署名してください。

代理提出の場合は、必ず本人が記入してください。

代理で提出する人が必ず記入してください。

点線より上の欄は申請者本人が記入してください。